

インターンシップ実習生に対し、交通費の一部を助成します！

南陽市インターンシップ交通費助成金の概要

- 1 対象者 県外に居住し、UIターン就職を希望する方で、市内の企業においてインターンシップ実習を受ける方
※ 当該企業の内定後のインターンシップは、対象となりません。
- 2 要件 市内の事業所(※)においてインターンシップの実習期間が、3日間以上であること。
※ 市内企業が、市外で実施するインターンシップは、対象となりません。
- 3 助成金の額
 - (1) 助成金の算定 : 交通費×1/2
 - (2) 助成金の上限 : 10,000円
 - (3) 対象交通機関 : 公共交通機関

※ 企業から助成を受けた場合は、交通費から企業からの助成額を差し引いた金額が上限
(1人につき2回(10,000円×2回)まで受給できます。)

[南陽市HPはこちら](#)

【お問合せ先】

○南陽市 商工観光課 商工労政係

電話：0238-40-8294 FAX：0238-40-3422



山形県の補助金も併せて利用できます！

- ◆山形県内の企業へ就職を希望している方に対して、山形県内で実施される採用面接を受けるため又はインターンシップに参加するために要した交通費の一部を助成します。
- ◆補助金の交付を受けるにあたっての必要な条件(①及び②の条件を満たすこと)
 - ①山形県Uターン情報センターに利用者登録を行っている。山形県と学生UIターン就職促進に関する協定を締結している大学(※)の学生の場合は、在学を証明することでも可能。
 - ②山形県内で採用面接又はインターンシップ(3日間以上)が行われている。
- ◆補助金の額
補助金の算定：対象経費×1/2(100円未満切り捨て)又は1万円のいずれか低い額

※協定締結大学等(令和4年4月1日現在)

東海大学、神奈川大学、専修大学、大東文化大学、日本大学、明治大学、国土舘大学、駒澤大学、東洋大学、文教大学、立教大学、帝京大学、帝京大学短期大学、明治学院大学、立正大学、拓殖大学、立命舘大学、法政大学、千葉商科大学、神奈川工科大学、関東学院大学、東京工科大学、日本工学院専門学校、日本工学院八王子専門学校、日本工学院北海道専門学校、東北学院大学、東北工業大学

【お問合せ先】

○山形県Uターン情報センター

電話：03-5212-8996 FAX：03-5212-9028

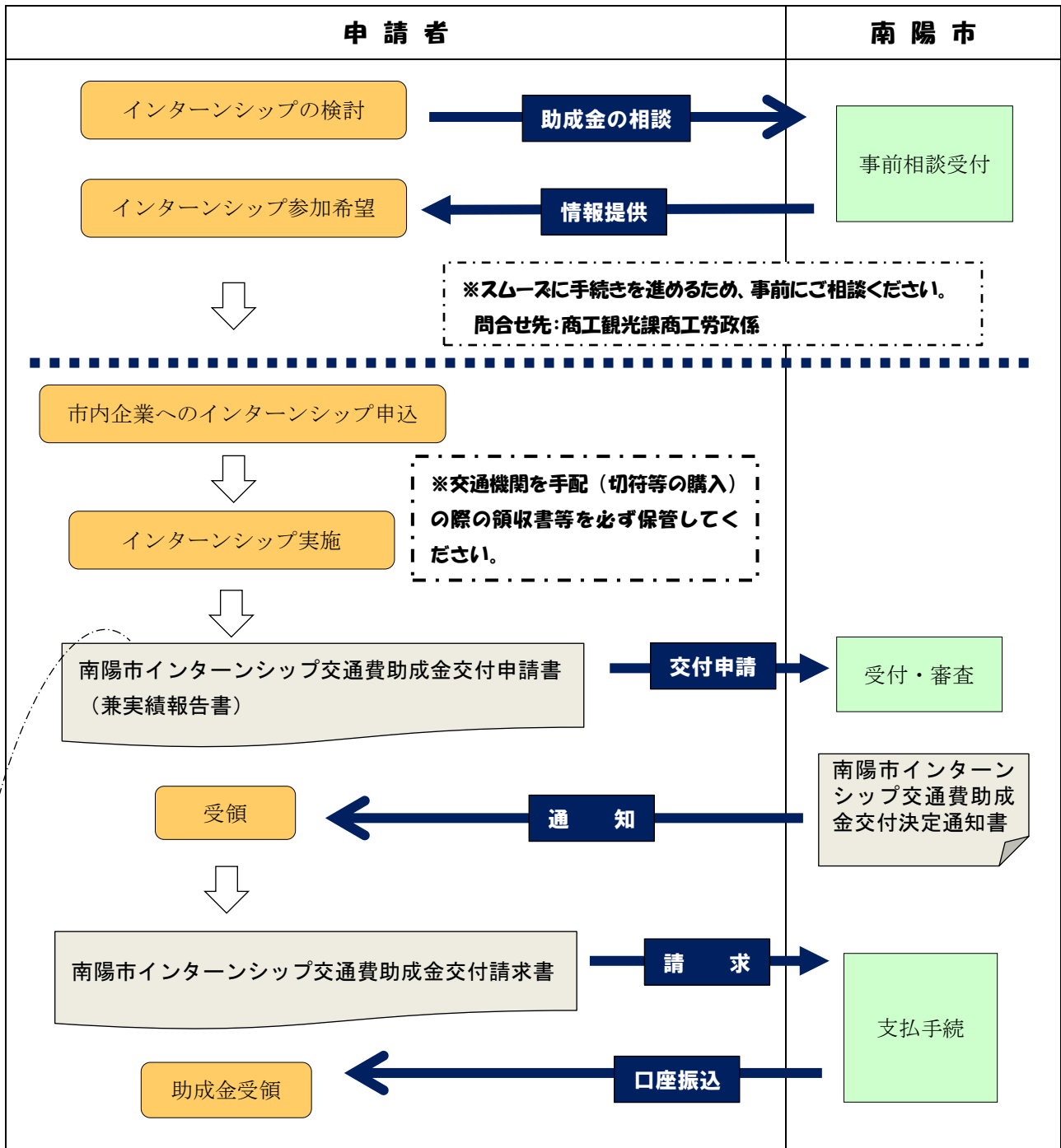
○山形県 産業労働部 雇用・産業人材育成課

電話：023-630-2711 FAX：023-630-2376

[山形県HPはこちら](#)



<南陽市インターンシップ交通費助成金申請から助成金受領までの流れ>



●【交付申請のときの提出書類】

- ①南陽市インターンシップ交通費助成金交付申請書（兼実績報告書）（様式第1号）
- ②市内企業が発行するインターンシップ証明書（様式第2号）
- ③領収書の写し等の助成対象経費の支払いを証明する書類
- ④その他市長が必要と認める書類